



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 消費者庁組織令の一部を改正する政令（一五九）
- 財務省組織令の一部を改正する政令（一六〇）
- 地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令（一六一）
- 薬事法施行令の一部を改正する政令（一六二）
- 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定の整備及び経過措置に関する政令（一六三）
- スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（一六四）
- 公文書等の管理に関する法律の一部の施行期日を定める政令（一六五）
- 公文書管理委員会令（一六六）

〔省 令〕

- 外務省組織規則の一部を改正する省令（外務七）

〔告 示〕

- 薬事法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働七九）
- 臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同八〇）
- 環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境一一）
- 不動産登記規則等の一部を改正する省令附則第三条第一項の規定に基づき事務を指定する件（法務三三六）
- 日本国に帰化を許可する件（同三七七）
- 人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務三〇九）
- チャンバサツク県及びサバナケット県学校環境改善計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三一〇）
- 中波ラジオ放送網防災整備計画のための贈与に関する日本国政府とツバル政府との間の書簡の交換に関する件（同三一）
- 薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（厚生労働二四九）
- 雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件（同二五〇）

- 雇用保険法第十九条第二項の規定に基づき、控除額を変更する件（同二五一）
- 雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき、支給限度額を変更する件（同二五二）
- 雇用保険法施行規則第四条第一項第二号により雇用保険法を適用しない者を定める件（同二五三）
- 型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件（農林水産九六九）
- 砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通六八九）
- 砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同六九〇）
- 都市計画に関する件（同六九一）
- 水路測量の実施に関する件（海上保安庁一五九）
- 海上における射撃訓練を実施する件（防衛一一三、一二四）
- 道路に関する件（中部地方整備局九三、九四）
- 道路に関する件（中国地方整備局一一九）
- 道路に関する件（九州地方整備局八二）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

法務省

〔皇室事項〕

〔公 告〕

諸事項

官庁

個別労働関係紛争解決手続実施団体
指定関係

裁判所

相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等

企業年金基金合併関係

会社その他

会社決算公告

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

(組織)

第一条 公文書管理委員会(以下「委員会」という。)は、委員七人以内で組織する。

2 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(専門委員の任命)
第二条 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(委員の任期等)
第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることが出来る。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(委員長)
第四条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)
第五条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。

3 委員及び専門委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。

(庶務)
第六条 委員会の庶務は、内閣府大臣官房公文書管理課において処理する。

(雑則)
第七条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則
この政令は、公文書等の管理に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十二年六月二十八日)から施行する。

省令

○外務省令第七号

外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)及び外務省組織令(平成十二年政令第二百四十九号)を実施するため、外務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月二十五日

外務大臣 岡田 克也

外務省組織規則の一部を改正する省令

外務省組織規則(平成十三年外務省令第一号)

第一条の見出し中「情報公開室」を「外交記録・情報公開室」に改め、同条第一項中「情報公開室」を「外交記録・情報公開室」に、「三人」を「二人」に改め、同条第六項中「情報公開室」を「外交記録・情報公開室」に改め、同条第二号の次に次の二号を加える。

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 仙谷 由人

三 公文書類の保存に関すること。

四 条約書その他の外交文書を保管すること。

第一条第三項中「一人は、命を受けて、外交記録の公開に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。」を削り、「政策評価に関する重要事項についての企画及び立案に参画し」を「政策評価に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。」に改める。

第二条第一項中「二人」を「三人」に改める。

附則

この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。

○厚生労働省令第七十九号

薬事法(昭和三十三年法律第四十五号)第四十四条第一項の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月二十五日

厚生労働大臣 長妻 昭

薬事法施行規則の一部を改正する省令
薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)の一部を次のように改正する。

別表第三毒薬の部有機薬品及びその製剤の項中

第一号の二十を第一号の二十一とし、第一号の六

から第一号の十九までを一ノずつ繰り下げ、第一

号の五の次に次の一ノを加える。

一ノ六 (三RS)ニ一(四アミノノ一

オキソ一・三ジヒドロニヒイソイ

ンドルニール)ニ一(ビペリジンニ一

六・ジオン(別名レナリドミド)及びその

製剤

附則
この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第八十号

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律(平成二十一年法律第八十三号)の施行に伴い、並びに臓器の移植に関する法律(平成九年法律第百四号)第六條第四項及び第十條第一項の規定に基づき、臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月二十五日

厚生労働大臣 長妻 昭

改正する省令

臓器の移植に関する法律施行規則の一部を

改正する省令

臓器の移植に関する法律施行規則(平成九年厚

生省令第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号を次のように改める。

一 生後十二週(在胎週数が四十週未満であつ

た者にあつては、出産予定日から起算して十

二週)未満の者

第二条第一項第三号中「以下」を「未満(六歳

未満の者にあつては、摂氏三十五度未満)」に改め、

同条第二項中「六時間」の下に「六歳未満の者に

あつては、二十四時間」を加え、同条第四項中「が

九十水銀柱ミリメートル」を「(単位 水銀柱ミリ

メートル)が次の各号に掲げる区分に依り、当該

各号に定める数値」に改め、同項に次の各号を加

える。

一 一歳未満の者 六十五

二 一歳以上十三歳未満の者 年齢に二を乗じ

においては、その旨並びにその旨の告知を受けた

その者の家族が当該判定を拒まない旨並びに当該

家族の住所、氏名及び判定を受けた者との続柄又

は判定を受けた者に家族がないときは、その旨」

に改め、同項第十一号を次のように改める。

十一 判定を受けた者が生存中に臓器を提供す

る意思を書面により表示していた場合及び当

該意思がないことを表示していた場合以外の

場合であり、かつ、当該者が判定に従う意思

がないことを表示していた場合以外の場合に

おいては、その旨並びにその者の家族が当該

判定を行うことを書面により承諾している旨

並びに当該家族の住所、氏名及び判定を受け

た者との続柄

第五条第二項第二号中「及び判定に従う意思を

表示した」を「を書面により表示していた場合

においては、当該」に改め、同号の次に次の一

号を加える。

二の二 判定を受けた者が生存中に判定に従う

意思を書面により表示していた場合において

は、当該書面の写し

第五条第二項第三号中「判定を受けた」を「前

項第十号に規定する場合に該当する場合であつ

て、判定を受けた」に、「場合において」を「とき

に、「判定を拒まない」を「当該判定を拒まない」

に改め、同号の次に次の一ノ号を加える。

三の二 前項第十一号に規定する場合に該当す

る場合においては、判定を受けた者の家族が

当該判定を行うことを承諾する旨を表示した

書面

第五条第三項中「前項第三号」の下に「又は第

三の二」を「拒まない旨」を加える。

第六条第一項第十一号中「旨」を「場合におい

ては、その旨並びにその旨の告知を受けた家族が

当該臓器の摘出を拒まない旨並びに当該家族の住

所、氏名及び臓器の摘出を受けた者との続柄又は

